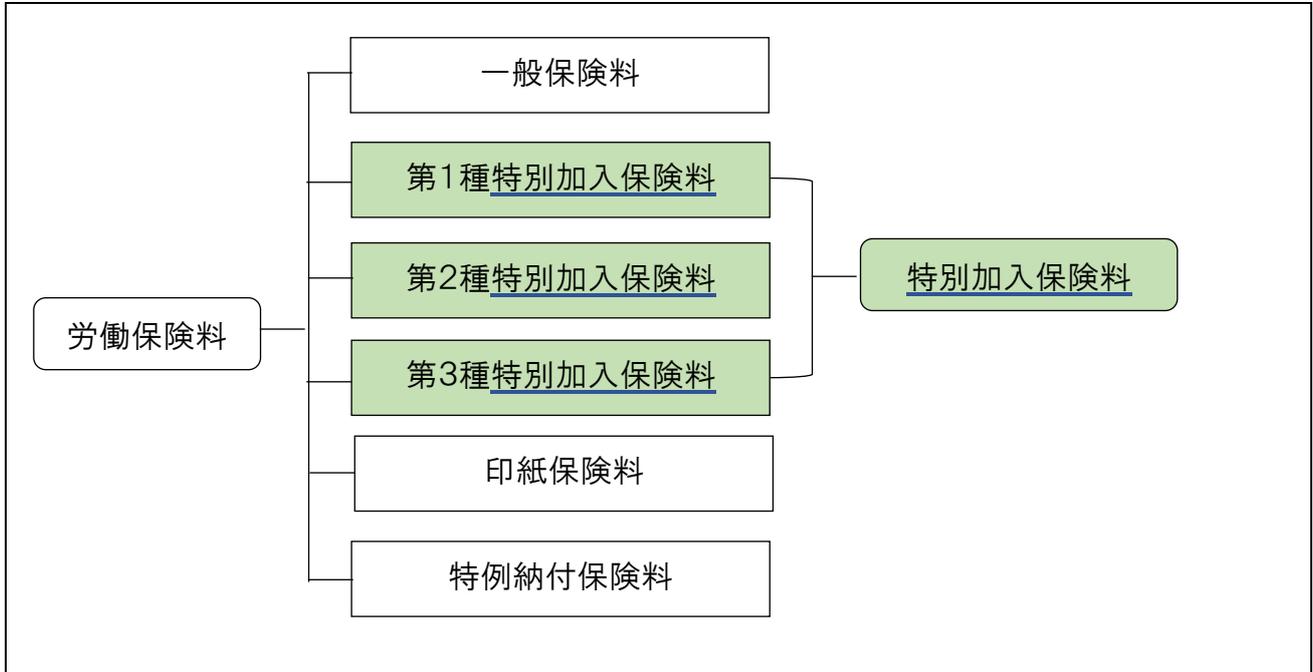


労働保険徴収法 労働保険料 ワンポイント解説 2018 年版

[学習のポイント]

労働保険料には、下記のように6つの種類に区分されます。
 そのうち3つが特別加入保険料ということになります。



保険料の種類(6つ)	内容
一般保険料	一般の事業に係る通常の保険料 (原則:事業主が労働者に支払う賃金の総額により決定)
第1種特別加入保険料	<u>中小事業主等</u> が、労災保険に特別加入した際に係る保険料
第2種特別加入保険料	<u>個人タクシー業者、大工等の一人親方</u> や家族従業員、特定作業従業員が、労災保険に特別加入した際に係る保険料
第3種特別加入保険料	<u>国内事業から海外に派遣されている者</u> が、労災保険に特別加入した際に係る保険料
印紙保険料	雇用保険の日雇労働被保険者に係る保険料 (雇用保険印紙による定額制の保険料)
特例納付保険料	雇用保険の未加入者に対して、 2年 を超える遡及適用が行われた場合に納付する保険料

事業主が入社した労働者の雇用保険の資格取得の事務を漏らした場合の措置
 (時効は**2年**までなので、それを超えた際の特例措置)

労働保険徴収法 労働保険料 ワンポイント解説 2018 年版

保険料の種類(6つ)	対応保険	
一般保険料	労災保険法・雇用保険法	
第1種 <u>特別加入保険料</u>		
第2種 <u>特別加入保険料</u>		労災保険法
第3種 <u>特別加入保険料</u>		
印紙保険料	雇用保険法	
特例納付保険料		